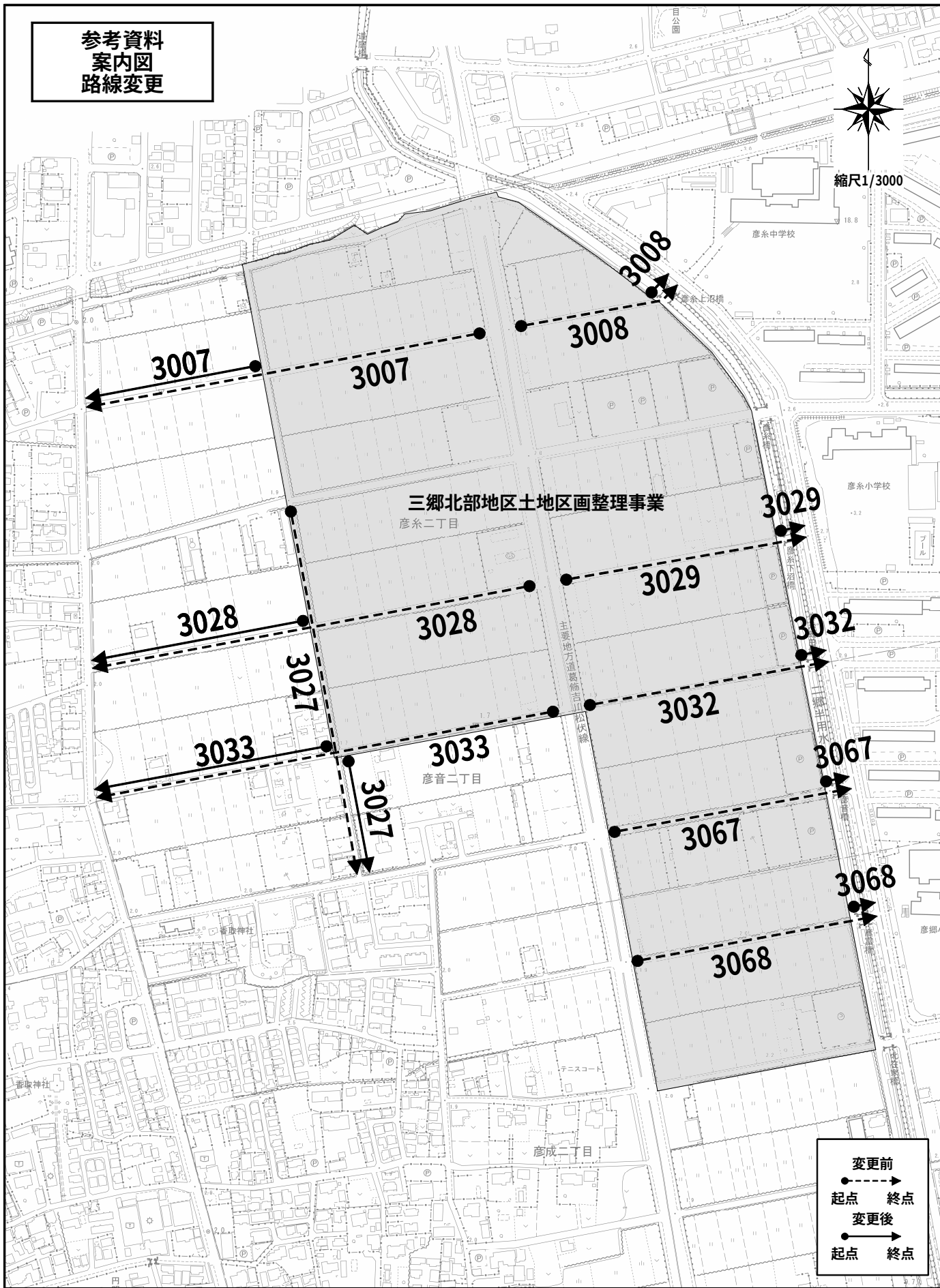
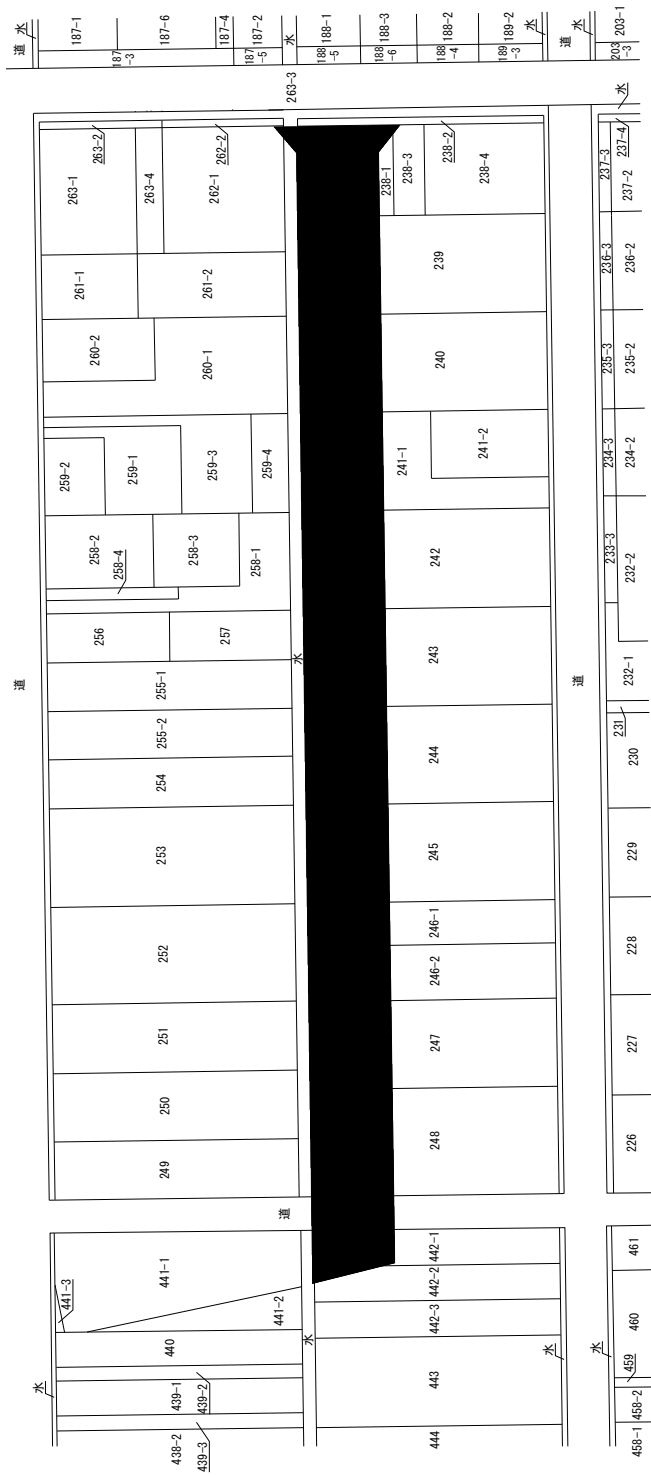




(議案第78号参考資料)

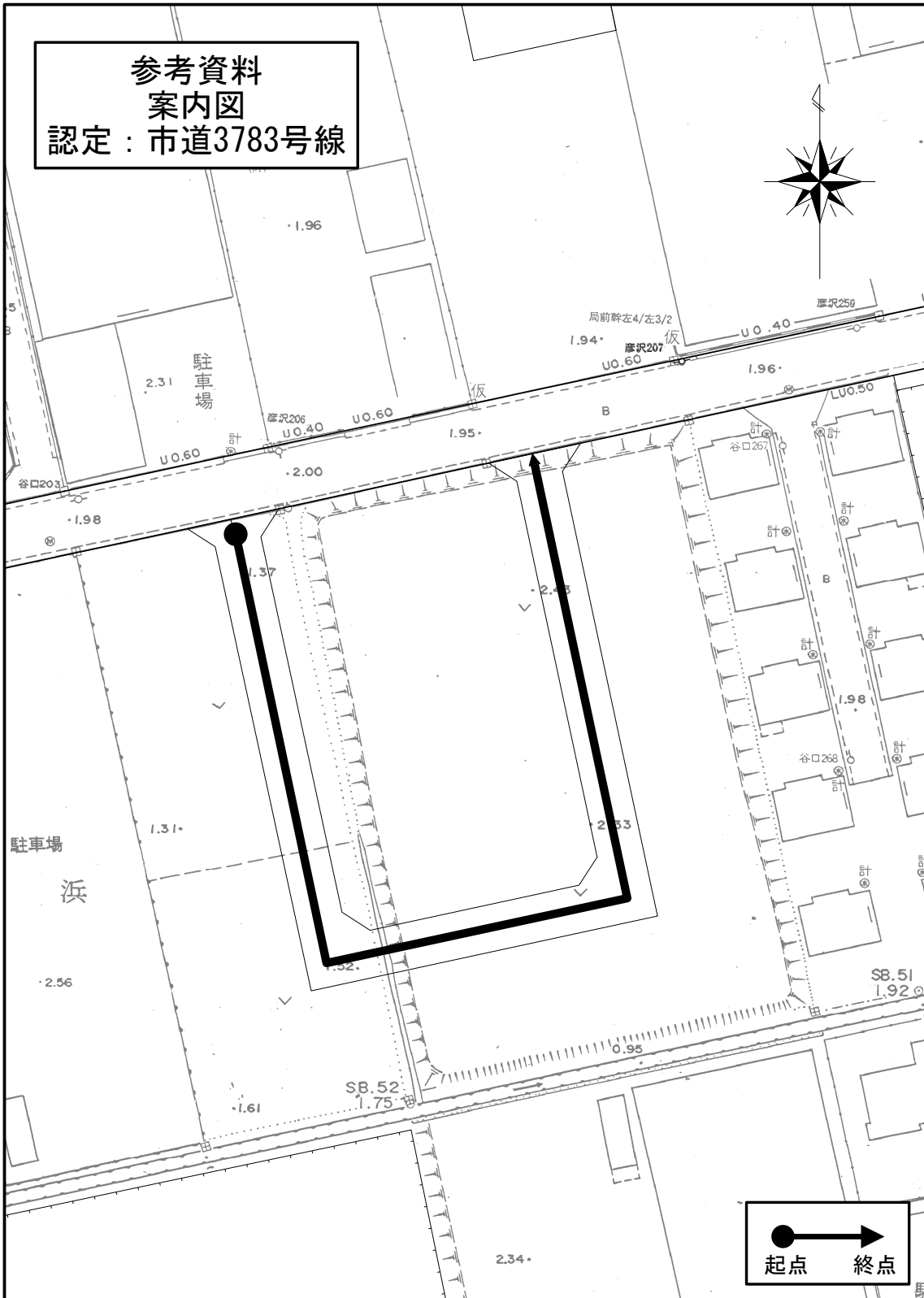


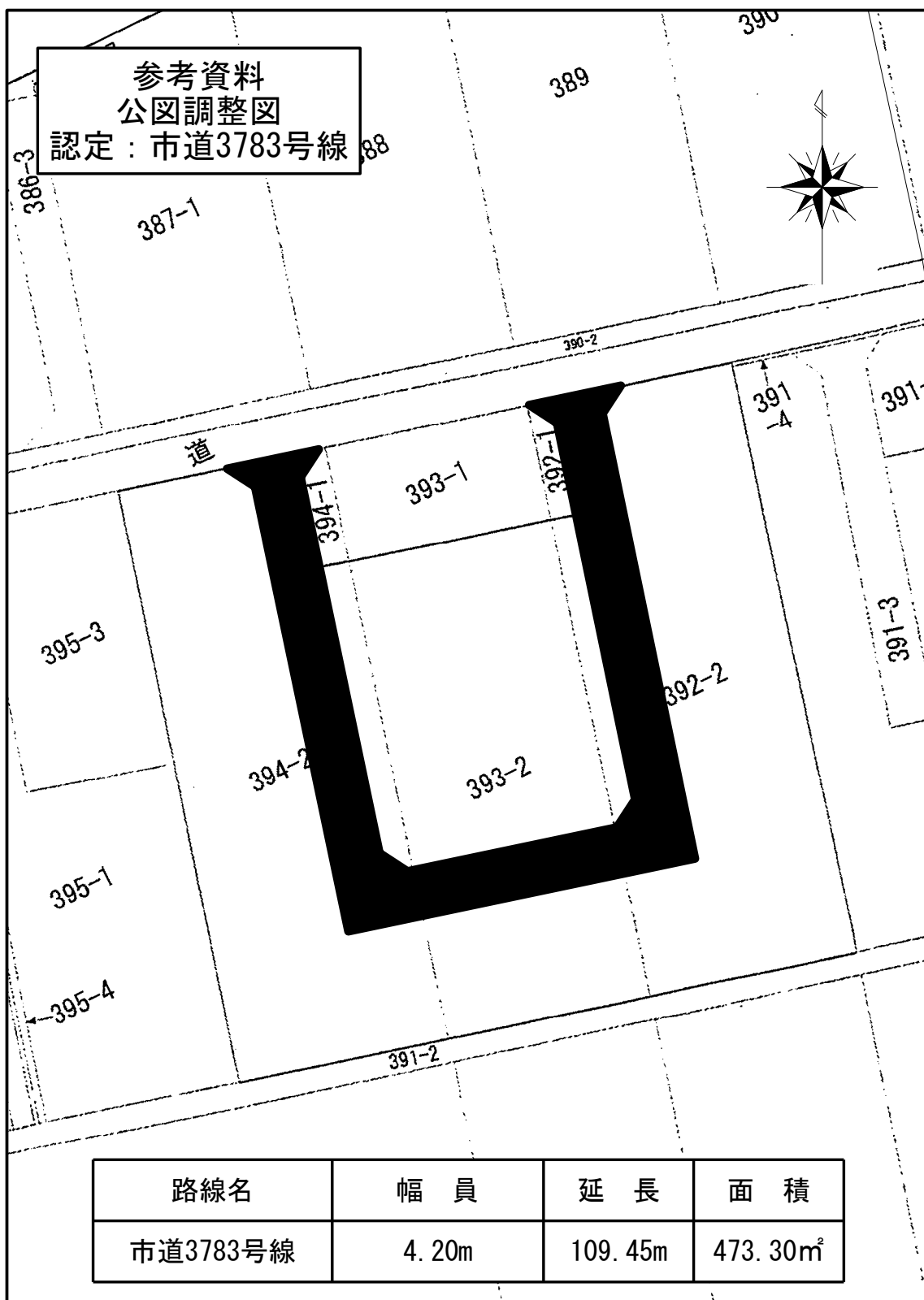
参考資料
 公図調整図
 認定：市道0231号線

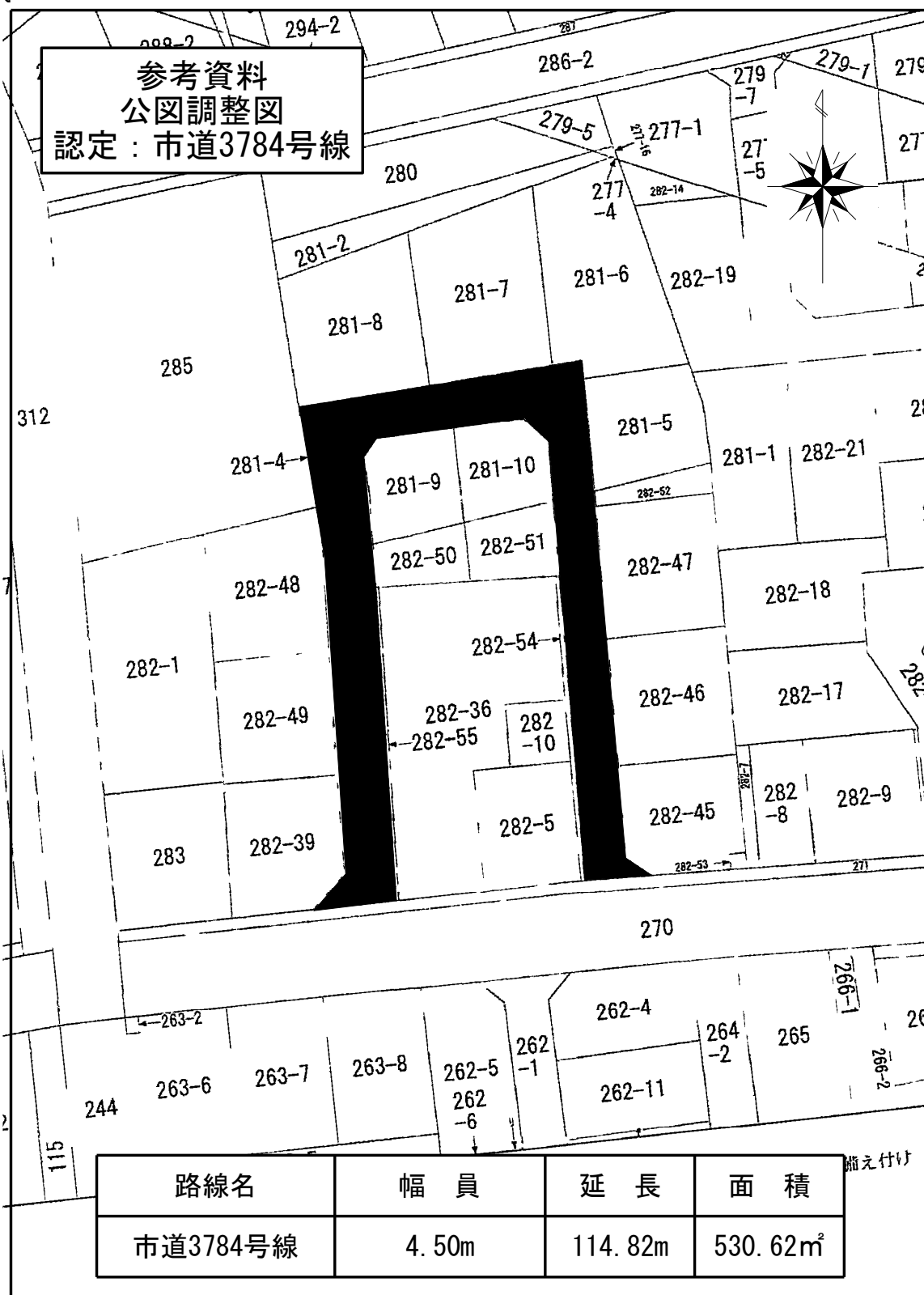


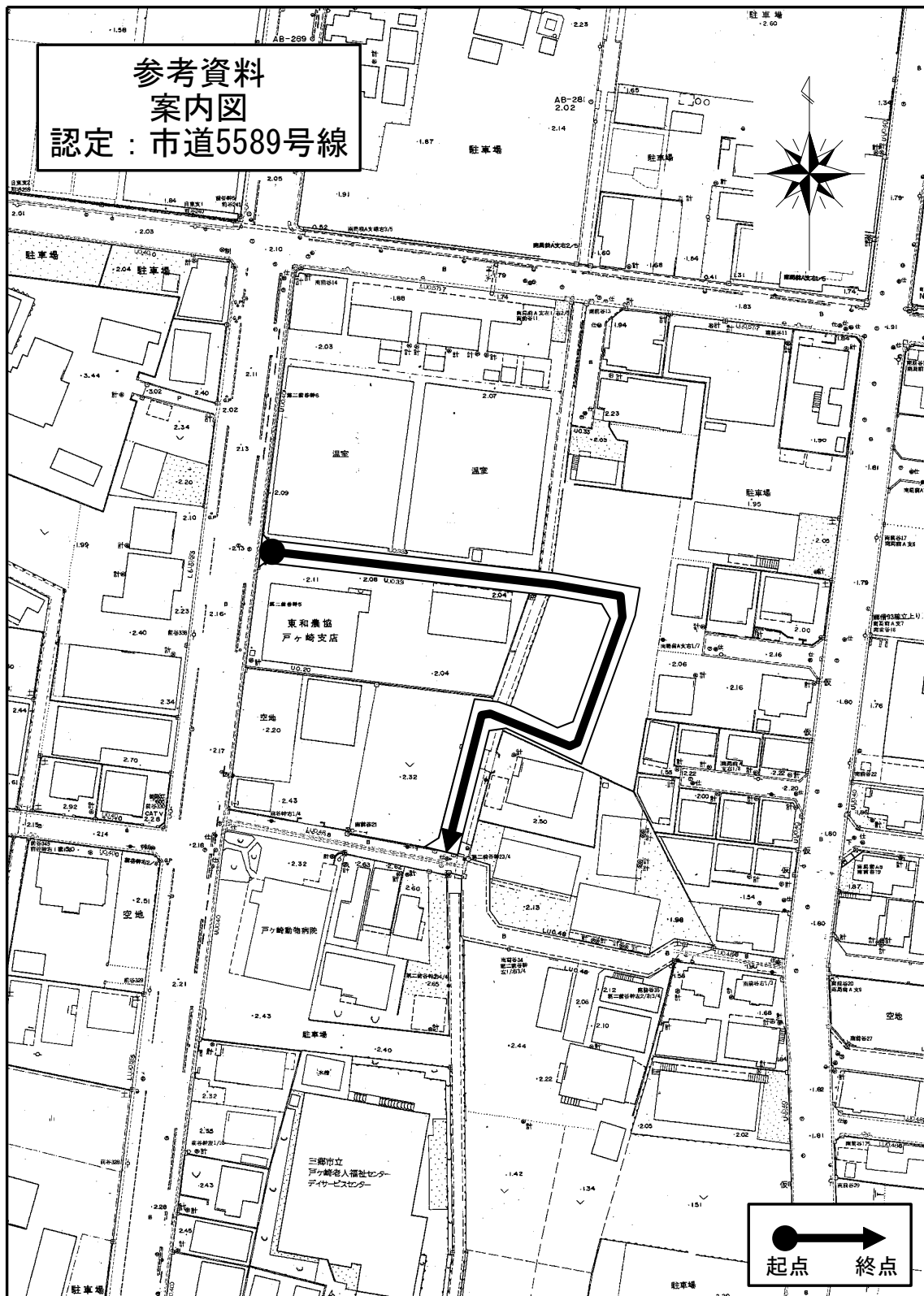
路線名	幅員	延長	面積
市道0231号線	17.00m	234.00m	4003.02㎡

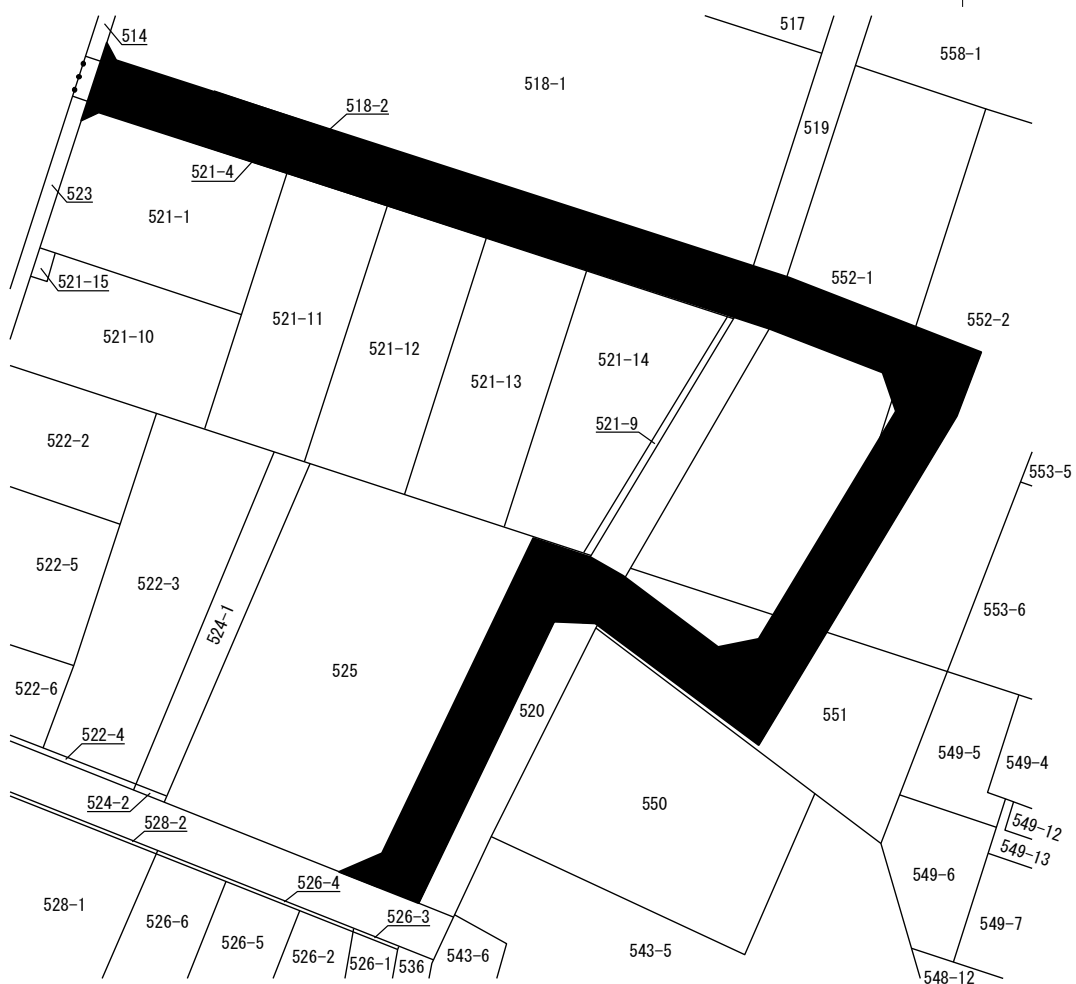
参考資料
案内図
認定：市道3783号線



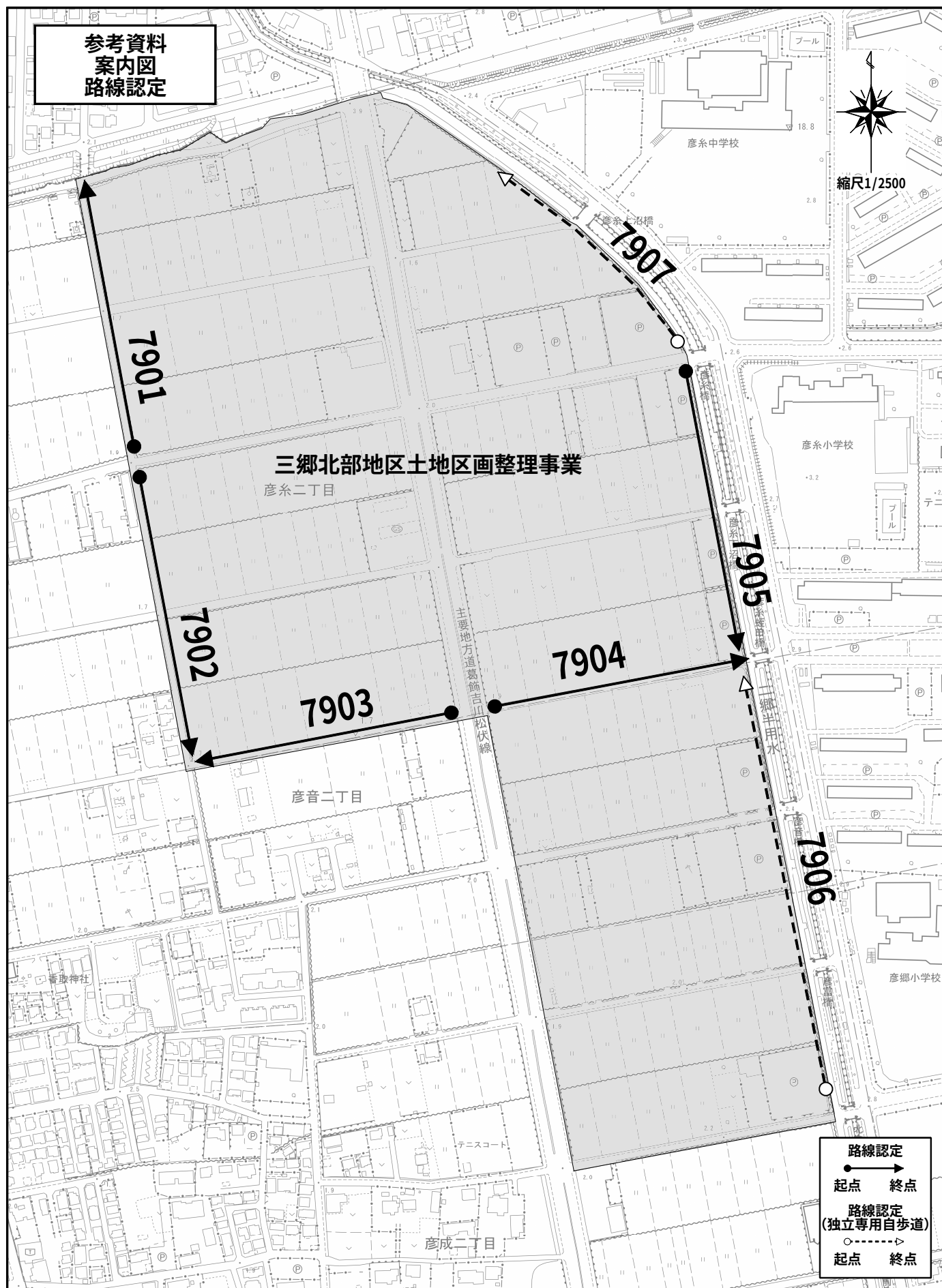








路線名	幅 員	延 長	面 積
市道5589号線	4.00m~4.01m	135.85m	563.71m ²



(議案第79号参考資料)

7三郷契約第1116号



建設工事請負変更契約書

1 工事名 三郷市立早稲田小学校外部等改修工事

2 工事場所 三郷市三郷三丁目2番地1

3 変更事項

(1) 工事内容 外壁補修項目の追加等

(2) 工期 _____

(3) 請負代金 (増)・減 金 4,070,000 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 370,000 円)

4 その他特定条件 _____

この契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

令和7年6月10日付三郷契約第388号で締結した請負契約について、上記のとおり変更し、その証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7年 11月 6日

令和 7年 12月 日 議決

令和 7年 12月 三郷市議会

発注者

埼玉県三郷市花和田648番地1
三郷市
三郷市長 木津雅晟

受注者

埼玉県三郷市采女1丁目229-5
株式会社 稲垣組
代表取締役 稲垣知勝

7三郷契約第 1117号

建設工事請負変更契約書

1 工事名 三郷市立前谷小学校外部等改修工事

2 工事場所 三郷市戸ヶ崎二丁目600番地

3 変更事項

(1) 工事内容 外壁補修項目の追加等

(2) 工 期

(3) 請負代金 増・減 金 5,940,000 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 540,000 円)

4 その他特定条件

この契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

令和7年6月10日付三郷契約第432号で締結した請負契約について、上記のとおり変更し、その証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7年 11月 6日

令和 7年 12月 日 議決

令和 7年 12月 三郷市議会

発注者

埼玉県三郷市花和田648番地1

三郷市

三郷市長

木津雅哉

受注者

埼玉県三郷市栄1丁目176

和光建設株式会社三郷支店

支店長 昇 和 則

建 設 工 事 請 負 変 更 契 約 書



1 工 事 名 三郷市立高州東小学校外部等改修工事

2 工事場所 三郷市高州二丁目 4 0 9 番地

3 変更事項

(1) 工事内容 外壁補修項目の追加等

(2) 工 期

(3) 請負代金 増・減 金 10, 230, 000 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 930, 000 円)

4 その他特定条件

この契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

令和 7 年 6 月 1 0 日付三郷契約第 3 8 7 号で締結した請負契約について、上記のとおり変更し、その証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 11 月 6 日

令和 7 年 1 2 月 日 議決
令和 7 年 1 2 月 三郷市議会

発 注 者

埼玉県三郷市花和田 6・4 8 番地 1
三 郷 市
三 郷 市 長 木 津 雅 成



受 注 者

埼玉県三郷市上口 1 丁目 54 番 13 号
コーポローザンヌ B 棟 2 号室
株式会社 松永建設三郷営業所
所 長 棚 瀬 貴 之



7三郷契約第1123号

建設工事請負変更契約書



1 工事名 三郷市立岩野木学校給食センター解体工事

2 工事場所 三郷市岩野木146番地

3 変更事項

(1) 工事内容 石綿含有建材除去処理の追加等

(2) 工期
変更前 本契約日から 令和8年2月16日まで
変更後 本契約日から 令和8年3月17日まで

(3) 請負代金 増・減 金 12,870,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,170,000円)

4 その他特定条件

この契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

令和7年9月16日付三郷契約第857号で締結した請負契約について、上記のとおり変更し、その証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年11月10日

令和7年12月 日 議決

令和7年12月 三郷市議会

発注者

埼玉県三郷市花和田648番地1

三郷市

三郷市長 木津雅晟



受注者

埼玉県三郷市早稲田1-3-2

ヴィレッジ田部井301号室

株式会社水谷工務店三郷営業所

営業所長 松崎 秀夫



(議案第 8 3 号・第 8 4 号参考資料)

公益財団法人 三郷市文化振興公社の概要

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 設 | 立 | 昭和 5 9 年 4 月 9 日 |
| 2 | 設 | 立 | 者 三郷市 |
| 3 | 公益財団認定 | | 平成 2 5 年 4 月 1 日 |
| 4 | 目的及び事業 | | 市民の文化芸術及びスポーツの振興を図るとともに、施設の活性化と効率的利用を推進し、市民福祉の増進とコミュニティ活動の振興に寄与することを目的とし、次の事業を行う。
(1) 文化、スポーツ、コミュニティ振興に関する事業
(2) 三郷市が実施する文化、スポーツ、コミュニティ行事への協力に関する事業
(3) 三郷市から受託する文化、スポーツ、コミュニティ振興に関する事業
(4) 三郷市から受託する施設の管理運営に関する事業
(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |

(議案第 8 5 号参考資料)

社会福祉法人 三郷市社会福祉協議会の概要

- | | | | |
|---|---|-----------|--|
| 1 | 設 | 立 | 昭和 5 8 年 4 月 1 3 日 |
| 2 | 資 | 産 の 総 額 | 4 億 2 5 1 2 万 5 7 7 7 円 |
| 3 | 役 | 員 数 | 理事 1 6 名、監事 3 名 |
| 4 | 目 | 的 及 び 事 業 | <p>三郷市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とし、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成(4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡(6) 共同募金事業への協力(7) 福祉サービス利用援助事業(8) 成年後見制度に関する事業(9) 福祉資金貸付事業(10) 生活福祉資金貸付事業(11) 心配ごと相談事業(12) 三郷市から受託する施設の管理運営に関する事業(13) その他この法人の目的達成のため必要な事業 |

(議案第 8 8 号参考資料)

東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約

新旧対照表

改正後	改正前
(協議会の担任する事務) 第 4 条 協議会は、構成団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務 <u>(以下「協議会の担任する事務」という。)</u> を管理し、及び執行する。	(協議会の担任する事務) 第 4 条 協議会は、構成団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行する。
(協議会の事務所) 第 5 条 協議会の事務所は、越谷市 <u>大字大泊 3 0 9 番地 1</u> に置く。	(協議会の事務所) 第 5 条 協議会の事務所は、越谷市 <u>大沢二丁目 1 0 番 1 5 号越谷市消防局内</u> に置く。
(事務処理のための組織) 第 1 1 条 <u>協議会の担任する事務を処理するため、東埼玉消防指令センターを置く。</u> <u>2</u> 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、<u>東埼玉消防指令センターに、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を置く</u>ことができる。	(事務処理のための組織) 第 1 1 条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を <u>設ける</u>ことができる。

(新)

別表（第16条関係）

経費の区分	経費の内容	負担割合
共通経費	1 <u>東埼玉消防指令センター</u> の装置等に関する共同整備費、共同保守費、共同部分更新費 2 条文略	条文略
単独経費	1 <u>東埼玉消防指令センター</u> の装置等に関する単独整備費、単独保守費、単独部分更新費 2 条文略	条文略

備考 条文略

(旧)

別表（第16条関係）

経費の区分	経費の内容	負担割合
共通経費	1 <u>共同消防指令センター</u> の装置等に関する共同整備費、共同保守費、共同部分更新費 2 条文略	条文略
単独経費	1 <u>共同消防指令センター</u> の装置等に関する単独整備費、単独保守費、単独部分更新費 2 条文略	条文略

備考 条文略

(議案第 9 2 号参考資料)



馬 場 郁 夫 氏 略 歴

昭和 5 5 年	4 月	三郷市役所（高州東小学校）勤務	
平成 2 1 年	4 月	企画総務部秘書広報課広報広聴室長	
平成 2 2 年	4 月	企画総務部総務課長	
平成 2 3 年	4 月	企画総務部秘書広報課長	
平成 2 4 年	4 月	企画総務部参事兼秘書広報課長	
平成 2 5 年	4 月	生涯学習部副部長兼生涯学習課長	
平成 2 6 年	4 月	市民生活部付理事	
		公益財団法人三郷市文化振興公社派遣	
平成 2 8 年	3 月	三郷市役所定年退職	
平成 2 8 年	4 月	三郷市役所再任用（市民生活部市民課勤務）	
			（令和 3 年 3 月まで）
令和 3 年	4 月	花和田町会長	（令和 5 年 3 月まで）
令和 3 年	6 月	三郷市学校関係者評価委員（彦成小学校）	
			（令和 5 年 3 月まで）
令和 3 年	1 2 月	三郷市公平委員会委員	（現在に至る）

